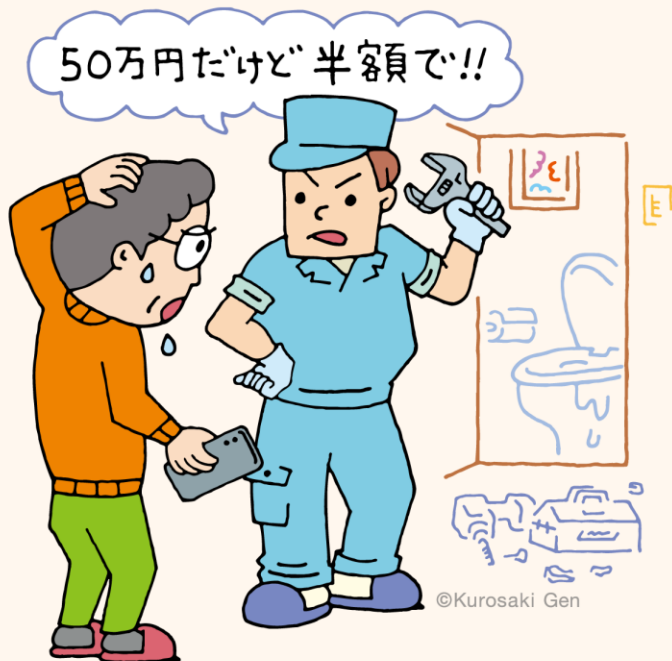


# 見守り 新鮮情報

## 想定外の 高額請求! トイレ修理 トラブルに注意



トイレが詰まったので、インターネットで検索し「修理〇百円～」と

記載のある業者に依頼した。最初ポンプのようなもので作業したが改善せず、ドリルのようなもので詰まった異物を粉砕することになった。「通常50万円だが半額にする」と言われた承し、詰まりは解消した。手持ちの現金がなく翌日支払うと伝えたがダメだと言われ、ATMで引き出して支払った。気になって、後日他の業者に聞いたら、ありえないほど高額だと言われた。(60歳代)

### ひとこと助言



見守るくん

- 広告に表示された料金で作業できるとは限りません。広告の料金をうのみにせず、依頼する際は、その料金での作業内容や追加料金が発生しないかなどを確認しましょう。
- 想定していないほど高額な料金の作業を提案された場合は、作業を断るようにしましょう。また、請求額や作業内容に納得できないときは、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いはきっぱり断りましょう。
- 地域の工務店などの、安心して依頼できる事業者の情報を日ごろから集めておきましょう。
- 広告表示額と請求額が大きく異なる場合など、クーリング・オフできる可能性もあります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第448号(2023年4月18日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン  
188(いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209  
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)



# 見守り 新鮮情報

キャベツを半分に切って  
**スライサー**で調理  
していた。**食材が半分**  
くらい残っていたのでまだ  
大丈夫と思い、安全ホルダー  
を使用していなかった  
ところ、**思いのほか**  
食材が切れる速度が  
**速かった**ため、**指を受傷**  
した。(60歳代)



©Kurosaki Gen

## 気を付けて！ スライサーも刃物です

### ひとこと助言

油断しないで



見守るくん

- スライサーは便利な反面、鋭利な刃物が付属しているため、使用中に、野菜が小さくなったり、手を滑らせたりすると、指が刃に触れてけがをする危険性があります。スライサーでのけがは指先の皮膚等を削ぎ落とすこともあり、そのような場合は止血しにくく、治癒までに期間を要することもあります。使用する際は取扱説明書をよく読み、スライサーも刃物であることを認識し、十分注意して使用しましょう。
- けがを防止するための補助具として、食材をつかむ「安全ホルダー」があります。野菜が小さくなったら、安全ホルダーを使用したり、包丁で調理したりしましょう。
- スライサーは、調理中以外でも、洗う際やスライサーが入っている引き出しからものを取り出す際などに、刃に触れる危険性があります。手入れや保管の際にも気を付けましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第449号（2023年4月25日）発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン  
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209  
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）

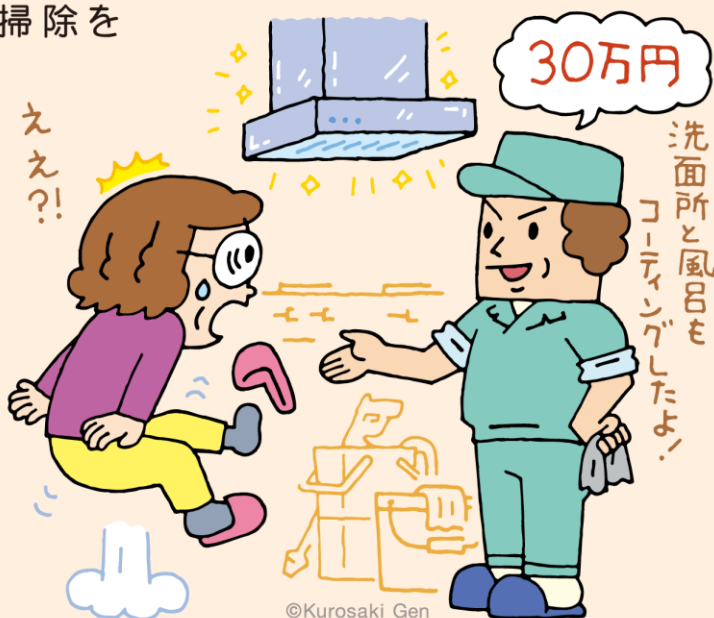


# 見守り 新鮮情報

## 低価格で誘う 換気扇やエアコン クリーニングの 電話勧誘

自宅に電話があり「お試し  
価格」の3千円で、換気扇やエ  
アコンのクリーニングができる  
と勧誘され、換気扇の掃除を  
依頼した。業者が来訪し  
換気扇を掃除した後、  
汚れが付きにくくなる  
からと、コーティングを  
強く勧められ、断れ  
ずに承諾した。すると、  
風呂場や洗面所の  
換気扇もコーティングされ  
て約30万円も請求  
された。高額だと思う。

(80歳代)



©Kurosaki Gen

### ひとこと助言



安易に訪問を  
承諾しないで

見守るくん

- 低価格と勧誘されても、電話の説明だけでは詳しい内容は分かりません。安易に訪問を承諾せず、いったん切って、周りに相談するなどしてから判断しましょう。
- 電話勧誘トラブルの防止には、通話録音装置や迷惑電話対策機能が付いた電話機を使用することも有効です。
- 作業を依頼した場合、作業当日に追加の契約を勧誘されてもその場で決めないようにしましょう。作業時は、なるべく家族などに同席してもらいましょう。
- クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第450号(2023年5月16日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン  
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)





# 見守り 新鮮情報

**日帰りバスツアー**の当選ハガキが届いた。心当たりはなかったが、無料ならと思い参加した。ツアー中に敷物の工場に立ち寄った際、**高額**なムートンの**シート**を**勧められた**。「今買うなら**安くする**。

約60万円で

いい」と言われたが、高額なので断った。しかし、出発時間が迫り焦っている中「分割払いなら大丈夫」と強く言われ、**慌てて契約**してしまった。クーリング・オフしたい。(70歳代)



## 当選した 無料バスツアー 高額商品の販売勧誘に注意!

### ひとこと助言



冷静になって

見守るくん

- 懸賞等で当選し、無料または格安のバス旅行に参加したところ、途中で立ち寄った施設で高額なネックレスや布団類等を勧められたという相談が寄せられています。
- その場の雰囲気にもまれたり、旅という非日常の中で気分が高揚したりしてつい購入してしまうケースがみられます。強引に勧められても、冷静になり、本当に必要なものかをよく考えましょう。必要なければきっぱりと断ることが大切です。
- 要件を満たせばクーリング・オフ等ができる場合もあります。困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第451号(2023年5月23日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン  
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209  
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)



# 見守り 新鮮情報

**15年以上前**に購入した**扇風機**を  
久しぶりに**数時間使い続けた**  
ところ、羽根の付け根部分から  
**火が出た**。食卓テーブルの上に置いていたものが燃え、

消火器で火を消したが、テーブルクロスに小さな焼け焦げができた。

(当事者：90歳代)



## 古い扇風機から発火!

### ひとこと助言

古い製品は  
使用に注意



見守るくん

- 家電製品は、長期使用に伴い部品や材料に劣化が生じ事故が起きることがあります。事故の予兆としては、過度な発熱、異常な音や振動、異臭、スイッチを入れても正常に作動しない等があります。こうした場合は、すぐに電源プラグをコンセントから外して、使用を控えるか、製造事業者等に相談しましょう。
- 製造年、標準使用期間などを確認しましょう。標準使用期間とは、一般的な使用条件の下で使用した場合に安全に使用することができる期間です。ただし、使用頻度や使用環境によっては、期間内であっても経年劣化に起因する事故が発生する可能性がありますので注意しましょう。
- 製造から長期間経過した扇風機は、使用しないときは電源プラグをコンセントから抜いておきましょう。そのまま放置して出火に至った例もあります。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第452号（2023年6月6日）発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン  
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00 (年末年始・祝日休み)



# 自宅を売っても 住み続けられる？ リースバックは 慎重に検討して！

4年前、所有していたマンションを売って、そのまま賃貸でそこに住み続けられる契約をした。売却金額は1千万円で、家賃の月額が9万5千円。当時の月収は、夫と私の年金で



25万円以上あったが、しばらくして夫が亡くなり、年金が減って家賃の支払いが遅れるようになった。本日集金人がやってきて催促された。事情を話すと「払わないなら出て行ってもらおう」と言われた。  
(70歳代)

## ひとこと助言

先々のことを  
考えて



見守るくん

- 自宅を不動産業者に売却して代金を受け取り、同時に賃貸借契約を結んで、その後は家賃を払いながら同じ家に住み続ける「リースバック」という不動産取引があります。
- リースバックで結んだ賃貸借契約においては、期間が定められる場合も多く、ずっと住み続けられる保証はありません。家賃が相場より高額に設定されてしまうことや、契約更新時に家賃が値上げされることもあります。また、経済的事情の変化により支払えなくなる事態が生じる場合もあります。
- 自宅の売却はクーリング・オフができず、契約が成立してしまうと無条件で解除できません。メリットだけでなくデメリットやしくみもよく理解して慎重に考えましょう。
- 不動産取引は複雑です。契約する前に家族など信頼できる方に相談し、一人に対応しないようにしましょう。不安な場合は、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第453号(2023年6月13日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン  
188(いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)





# 見守り 新鮮情報

「台風による家屋の被害調査をしている」と電話があり、来訪を了承した。事業者がドローンで屋根などの点検を行った後、写真を見せられ「屋根瓦に割れている箇所がある。**損害保険の保険金で修繕**できる。当社が**保険金の申請をサポート**する」と説明されたため、その場で**保険金申請代行**の契約をした。その後、契約書をよく読むと「**損害保険金支給額の35%を手数料**として支払うこと」と記載があった。冷静に考えると、保険会社への申請は**自分でできる**。クーリング・オフしたい。(70歳代)



## 「保険金で 住宅修理ができる」と 勧誘する事業者に注意!

### ひとこと助言

すぐに  
契約しないで



見守るくん

- 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる。申請をサポートする」などと勧誘され、高額な手数料や、修理をキャンセルした場合の違約金を請求されるケースがみられます。
- 勧誘されてもすぐに契約せず、保険会社への申請手続に不安がある場合は、まずは保険会社や保険代理店に相談して、アドバイスを求めることが大切です。
- 損害保険は自然災害などによる損害を対象としており、経年劣化による損害は対象外です。うその理由で申請するよう勧められても、決して応じないようにしましょう。
- 契約してしまった場合でも、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第454号 (2023年6月20日) 発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン  
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00 (年末年始・祝日休み)





# 広告の料金と違う！ ゴキブリ駆除サービスの トラブルに注意



©Kurosaki Gen

## 事例

一人暮らしのアパートで深夜にゴキブリが出た。パニックになり、スマホの広告に「ゴキブリ退治〇百円～」とあった事業者に連絡した。「最短約1時間で到着」と書かれていたのに、事業者が来たのは3時間後だった。家に入りゴキブリを1匹退治してくれたが、その後、基本料金、燻煙剤、産卵抑制剤など合計約8万円の請求を受けた。高額な契約を後悔している。（当事者：学生）

## ひとことアドバイス

- 広告で安価な料金が表示されていても、その値段で作業できるとは限りません。表示料金をうのみにせず、依頼するときは、その料金での作業内容や追加費用の有無などを確認しましょう。
- 想定とかけ離れた請求をされた場合は、後日納得した金額で支払う意思があると伝えて、その場での支払いをきっぱり断りましょう。
- 市販のゴキブリ用の殺虫剤を準備しておくなど、いざというときに備えましょう。安心して依頼できる事業者の情報を集めておくのもよいでしょう。
- 広告などの表示額と実際の請求額が大きく異なる場合などは、クーリング・オフできる可能性もあります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

さぼーとくん



発行：独立行政法人国民生活センター

本文イラスト：黒崎 玄

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン  
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209  
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)







# なくならない乳幼児による 加熱式たばこの誤飲に注意

## 事例

保護者が洗濯している間、  
子どもを部屋にわずかな時間  
ひとりで待たせていたところ、  
ゴミ箱に捨ててあった加熱式  
たばこの吸い殻をつかみ  
口に入れていた。  
すぐに口の中の  
吸い殻は出した  
が、心配になった  
ため受診した。  
(当事者：10カ月)



©Kurosaki Gen

## ひとことアドバイス

- 「加熱式たばこ」は、たばこ葉等を燃焼させずに電氣的に加熱し、霧状化したニコチン等を吸入するたばこ製品で、吸い殻をゴミ箱に捨てても火災の危険はないとされています。その一方で、たばこ葉が入ったスティック等を乳幼児が誤飲する事故が後を絶ちません。
- 使用前後のスティック等は、乳幼児の手が届かない場所に保管し、乳幼児の見えないところに廃棄しましょう。
- 乳幼児が誤飲した場合には、水や牛乳などを飲ませず、直ちに医療機関を受診するようにしましょう。
- 最近では、誘熱体として金属片が内蔵されたスティックも販売されています。乳幼児がいる環境に喫煙者がいる場合は、日頃からどのような銘柄、タイプの加熱式たばこを吸っているか周囲の方も把握しておきましょう。

さぼーとくん



発行：独立行政法人国民生活センター

本文イラスト：黒崎 玄

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン  
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)





# 危険！海水浴でフロートが沖に流される

## 事例1

子どもが動物型のフロートに乗り、きょうだいとそのフロートをつかんで泳いで遊んでいた。徐々に水深が深くなり足がつかなくなったため、きょうだいがフロートから手を離れた。その後、フロートが沖合に流され浜に戻れなくなった。(当事者：8歳)

## 事例2

子どもがフロートに乗り、そのそばを保護者が遊泳していたところ、突風で沖に流されて岸に戻れなくなった。(当事者：6歳)



©Kurosaki Gen

## ひとことアドバイス

- 海で遊ぶときは、保護者は遊具に乗った子どもから目や手を離さないようにしましょう。
  - 水に浮いているものは風の影響を受けやすく、風に押されると予想以上に沖に流されてしまいます。風が強い日は使用を控えましょう。
  - 遊泳可能な海水浴場で使用しましょう。
- また、フロートのサイズが大きすぎると、乗ったときに水面に足がつかないため、水を漕ぐことができず、自力で岸に戻ることが難しくなります。フロートの対象年齢を確認しましょう。
- ライフジャケットを正しく着用させましょう。

さぼーとくん



発行：独立行政法人国民生活センター

本文イラスト：黒崎 玄

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン  
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)

